

包括的に指定されている物質に対する濃度基準値設定について（案）

令和 5 年 7 月 18 日

濃度基準値の検討対象となるリスクアセスメント対象物は、原則として GHS 分類されている物質とするために、労働安全衛生法施行令別表第 9 などの改正作業を行っている。その中で、「A 及びその化合物」のように対象物を包括的に指定している物質（以下「包括指定物質」という。）については、改正後の政令別表 9 に引き続き残る予定となっている（表参照）。

この包括指定物質は、特定の元素から構成される化合物が共通の有害性を有することを根拠に、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等の諸機関において職業ばく露限界値（OEL）を包括的に設定しているものである。

これらの包括指定物質に対する濃度基準値の検討に当たっては、包括指定の趣旨を踏まえ、共通の有害性を有する化合物の濃度基準値を包括的（共通的）に設定することを可能とする。ただし、包括する化合物の範囲は各機関で異なる^{※1}ことから、一部の化合物に特有の有害性情報について、信頼性の高い根拠論文がある場合には、一部の小分けされた物質に係る濃度基準値を設定することも可能とする^{※2}。

※1 米国（ACGIH）や英国（HSE）は、有機スズ化合物に対して一括して職業ばく露限度を定めているが、ドイツ（DFG）は、数種類に分けて限度を定めている。

※2 例として資料 3 では、スズ化合物について「トリブチルスズ化合物」、「トリフェニルスズ化合物」、「ジブチルスズ化合物」、「モノブチルスズ化合物」、「テトラブチルスズ」の 5 つのグループに分けて検討する。

表 労働安全衛生法施行令別表第 9 において物質を包括的に指定しているもの

1	アリル水銀化合物
2	アルキルアルミニウム化合物
3	アルキル水銀化合物
4	アルミニウム及びその水溶性塩
5	アンチモン及びその化合物
6	イットリウム及びその化合物
7	インジウム及びその化合物
8	ウラン及びその化合物
9	カドミウム及びその化合物
10	銀及びその水溶性化合物

11	クロム及びその化合物
12	コバルト及びその化合物
13	ジルコニウム化合物
14	水銀及びその無機化合物
15	すず及びその化合物
16	セレン及びその化合物
17	タリウム及びその水溶性化合物
18	タングステン及びその水溶性化合物
19	タンタル及びその酸化物
20	鉄水溶性塩
21	テルル及びその化合物
22	銅及びその化合物
23	鉛及びその無機化合物
24	ニッケル及びその化合物
25	白金及びその水溶性塩
26	ハフニウム及びその化合物
27	バリウム及びその水溶性化合物
28	^ひ 砒素及びその化合物
29	^{ふつ} 弗素及びその水溶性無機化合物
30	マンガン及びその無機化合物
31	モリブデン及びその化合物
32	^{よう} 沃素及びその化合物
33	ロジウム及びその化合物

※ 7月20日まで実施中の「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」のパブリックコメントにおいて、「元素及び当該元素から構成される化合物を包括的に対象とする物」として掲げている33物質